

# トラック事業者連携支援融資利子補給助成金交付要綱

令和 8 年 5 月 1 5 日 制定  
一般社団法人兵庫県トラック協会

## (目的)

第 1 条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、兵庫県内に本社を有する会員事業者（以下「事業者」という。）が、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴い金融機関から運転資金等を新たに借り入れた場合、金融機関に支払う借入金利息の一部を協会から助成することにより、事業者の経営の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 本要綱において掲げる用語の定義は、次に定めることによる。

- (1) 「金融機関」とは、兵庫県信用組合・淡陽信用組合（以下「金融機関」という。）をいう。
- (2) 「事業者」とは、第一種貨物利用運送事業者を除く貨物自動車運送事業者をいう。

## (事業期間)

第 3 条 本要綱に定める助成事業は、経済環境の急変に伴いその対策の一環として実施するものであり、事業期間は実施要領により別途定める。

## (助成金の金額)

第 4 条 助成額は、実施要領により別途定める。

## (助成金の交付申請)

第 5 条 事業者は、次に定める書類を兵ト協へ提出するものとする。

[融資申込時]・融資推薦申込書兼承諾書（様式 1 号）

[申請時]・金融機関利子補給申請書（様式 3 号）

- ・金銭消費貸借契約書の写し
- ・証書貸付取引明細照会票
- ・その他、兵ト協が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、実施要領により別途期間を定めて行う。

## (助成金の交付)

第 6 条 兵ト協は、第 5 条による助成金の交付申請があった場合は、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し、事業者に交付するものとする。ただし、1 円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の振込先は、事業者の借入返済口座とする。

## (助成金の返納)

第 7 条 兵ト協は、事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

## (報告の義務)

第 9 条 助成金の交付を受ける事業者は、兵ト協が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則 本要綱は令和8年5月15日より適用する。